

厚木市子育て支援センターリニューアル基本計画に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

厚木市子育て支援センターをリニューアルするため、基本計画を策定するものです。

つきましては、本基本計画について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市子育て支援センターリニューアル基本計画の策定について

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（2月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（2月1日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 基本計画の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で2月2日から3月4日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は子育て支援センター（電話 046-225-2926）に連絡してください。

- (1) アミューあつぎ8階子育て支援センター
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
※ 睦合西地区市民センター（睦合西公民館）を除く
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 各公立保育所
- (9) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和8年2月2日（月）から3月4日（水）まで

※ 郵送の場合は、3月4日必着とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



«電子申請システム（申し込みフォーム）»

- (2) 市公式LINEにより提出する。



«市公式LINE»

- (3) 意見提出用紙を持参する。

ア アミューあつぎ8階 子育て支援センターの窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナー及び各公立保育所に設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) 市役所本庁舎1階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

※ 睦合西地区市民センター（睦合西公民館）を除く

(ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(エ) 保健福祉センター

(オ) 中央図書館

(カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

(4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-0018 厚木市中町2-12-15 アミューあつぎ8階

厚木市健康こどもみらい部こども家庭センター子育て支援第一係宛て

(5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-223-1684

(6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス kosodate@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「厚木市子育て支援センターリニューアル基本計画に対する
パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市子育て支援センターリニューアル基本計画の策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。